

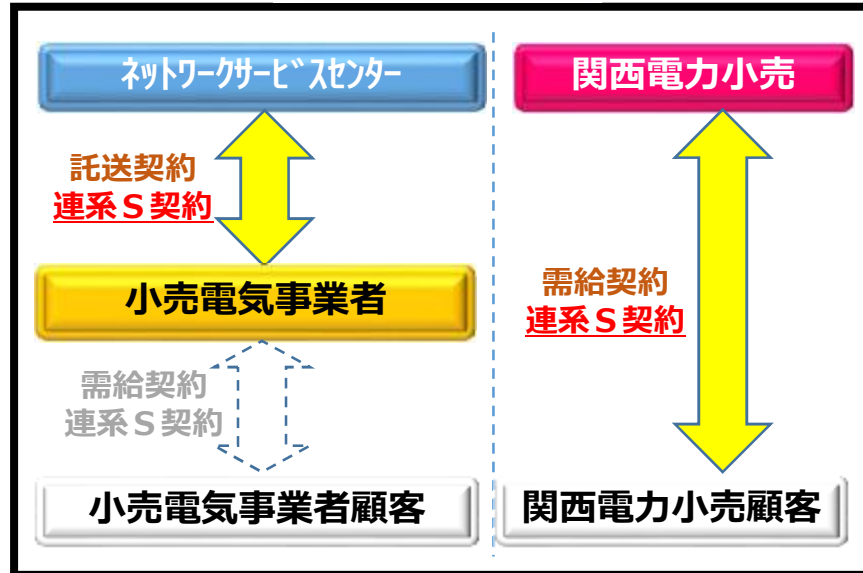
発電設備系統連系サービス契約における 制度変更について

2018年11月

関西電力株式会社
送配電カンパニー 託送営業部
ネットワークサービスセンター

発電設備系統連系サービス契約におけるご契約実施箇所の変更について

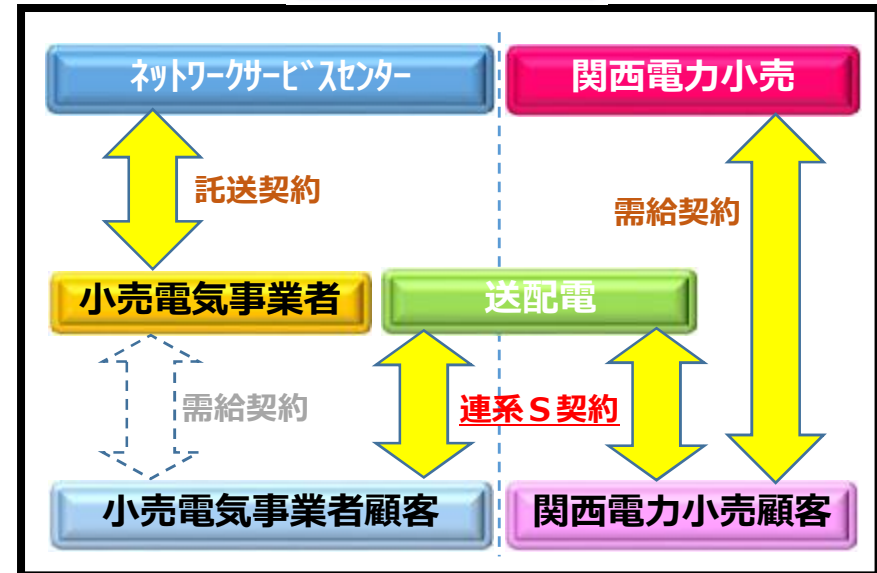
現 状



○特徴

- ・ ネットワークサービスセンターが託送契約に付随して、小売電気事業者さまと発電設備系統連系サービス契約および料金の請求・収納を行います。
- ・ 供給者変更の都度、発電設備系統連系サービス契約の更改が必要となります。

変更後



○特徴

- ・ 小売電気事業者さまを介さずに、直接、関西電力送配電と需要者さまが発電設備系統連系サービス契約および料金の請求・収納を行います。
- ・ 供給者変更となった場合でも、発電設備系統連系サービス契約の更改は不要です。

2019年11月分より、ご契約を変更させて頂く予定です。

発電設備系統連系サービス契約は、小売電気事業者さまを介さずに、関西電力送配電と需要者さまが直接締結し、関西電力送配電より各々の需要者さまへ料金の請求・収納を行う予定です。

小売電気事業者さまへのご連絡

- 現在、小売電気事業者さまと締結をさせて頂いております「発電設備系統連系サービス契約書」につきましては、別途、契約書の失効のお知らせをさせて頂く予定です。
- アンシラリーサービス料金につきましては、**特高・高圧協議制は2019年10月分（10/1～10/31までの算定期間分）、高圧実量制についても2019年10月分まで（例：01日程の場合、9/1～9/30までの算定期間分。24日程の場合、9/24～10/23までの算定期間分）**を小売電気事業者へご請求をさせて頂く予定です。
- 関西電力送配電と需要者さまの契約締結に伴い、制度変更の案内ならびに通知書（契約書）の締結が必要となることから、接続供給兼基本契約書における供給地点明細書の需要場所へ送付させて頂きますので、何卒ご了承のほどよろしくお願いいたします。（入札地点についても、同様の取扱いをさせて頂きます。制度変更の案内等が未着の場合は、小売電気事業者さまへご連絡先の確認をさせて頂く予定です。）
- 時期やご案内方法等、詳細が決定いたしましたら、改めて小売電気事業者さまへご連絡させて頂きます。小売電気事業者さまより需要者さまへ事前にアナウンスやご案内等をお願いいたします。